

■ 最低賃金と厚生年金保険加入資格

｜ 最低賃金 政府は、最低賃金の時給を都道府県ごとに毎年改定し、引き上げを行っている。

今年度は全国平均で901円、そして全国加重平均で1,000円を目指している。

○ 4年連続3%位ずつ引き上げており19年度の引き上げは全国平均27円と過去最高である。

一方、深刻な労働力不足の中、中小企業の経営にとっての負担は小さい。

政府は全国平均1000円早期達成に向け、労使代表を集めて企業支援策を立案するようである。どのような支援策になるのかはまだ不明である。

支援策には雇用保険の積立金(現在約5兆円の積立金がある)を充てる予定である。

厚労省の助成金の中には最低賃金を引き上げた中小企業を中心に、一般会計から生産性向上のため設備投資に対する助成金制度が既にある。

今回は、助成要件を緩和・拡大するものと思われるがすべては、政府が近く立ち上げる「社会保障改革案を立案する「有識者会議」の結論待ち」となると思われる。

｜ 厚生年金への加入 週の労働時間が30時間未満のパート労働者の厚生年金の適用基準は

① 1週20時間以上就労 ② 月収8.8万円以上が要件となっている。

(但し、現在は従業員501人以上の企業が対象となっているが、厚労省は企業規模基準を引き下げることを検討中で次の国会への法案提出を予定している。)

｜ 最低賃金の上昇と厚生年金保険加入資格との関係

○最低賃金の引き上げに連動して、週5日、1日約4時間の就労で厚生年金へ加入できるパート労働者が増加することになる。

○報酬月額18.3%の労使折半の保険料負担で将来、報酬比例の年金額を確保できる。

○年金制度改革としては最低賃金アップで加入対象者を広げる効果ができると期待している。

○社会保険料の負担増加に簡単に対応できない中小小売・サービス業者などを多く抱える中小企業団体などでは慎重な審議を要請している。

(適用除外)

- 第十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。
- 一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ロ 二月以内の期間を定めて使用される者
 - 二 所在地が一定しない事業所に使用される者
 - 三 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
 - 四 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。
 - 五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの
 - イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。
 - ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。
 - ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。
 - ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。